取引停止の措置状況

本学における物品の購入及び製造、役務その他の契約（建設工事を除く）に関し、業者に対し下記のとおり取引停止の措置を講じております。

令和8年10月23日現在

措置の相手方	所在地	措置の期間	措置を講じることとなった理由
株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34	自　令和8年10月23日 至　令和8年11月6日	国立大学法人筑波大学が令和7年5月7日付けで契約した「複合ミラー型核融合実験装置用縦型電動発電機外の点検整備」について、当初の業務完了期限は令和8年3月27日であったが、受注者の都合により、当該期限までに業務を完了することが困難となった。このため、令和8年1月21日付けで「完了時期に関するお詫びと報告」の提出を受け、業務完了期限を令和8年8月31日まで延長。その後、当該業務は令和8年8月18日に完了したものの、業務完了期限までに業務を完了できなかったことは、国立大学法人熊本大学の契約に係る取引停止等の措置要領第3条第2項（別表6）に該当することから、取引停止措置を講じる。